

# 一般財団法人 太田総合病院

## 太田総合病院介護保険事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 一般財団法人太田総合病院が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が居宅介護支援事業を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 当事業所は次の方針のもとに運営を行う。

- 1 事業は要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第7条18項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、医療機関等との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 太田総合病院介護保険事業所
- 2 所在地 福島県郡山市西ノ内二丁目5番20号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員 1名  
管理者は、事業所の職員管理及び業務運営管理を一元的に行うものとする。
- 2 介護支援専門員（主任介護支援専門員を含む。）3名以上（うち1名を管理者とする。）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の業務に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日とする。  
但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日、1月2日、1月3日及び、その他事前に指定した日は除く。
- 2 営業時間 月曜日から金曜日は8時30分から17時00分までとする。  
土曜日は8時30分から12時30分までとする。  
\* 但し、特定事業所加算算定事業所の為24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応するものとする。

(居宅介護支援サービス利用に当たっての留意事項)

第6条 事業者は利用者に居宅介護支援を提供する際には、あらかじめ、利用者又は家族等に対して居宅介護支援の内容及び提供方法、利用料等を、重要事項説明書で説明し同意を得るものとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料)

- 第7条 利用者の相談は原則として利用者の居宅または当該居宅介護支援事業所内で行い、ケアプラン作成等に際して開催するサービス担当者会議等は原則として利用者の居宅または当該居宅介護支援事業所内で行うが、必要に応じ介護サービス事業所等でも行う。
- 2 介護支援専門員は、利用者の要介護の正しい把握と適切なサービス提供に配慮するため、月1回以上利用者の居宅訪問を行う。
  - 3 利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、郡山市、本宮市、猪苗代町とする。

(秘密保持)

第9条 管理者並びに職員は、在職中及び退職後においても居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する秘密は、正当な理由なくこれを他に漏らしてはならない。

(苦情処理)

第10条 提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又は家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、苦情解決のための事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族等に対する説明記録の整備等の必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第11条 指定居宅介護支援の提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して速やかにその損害を賠償する。

(事故発生時の対応方法)

第12条 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行う等、必要な措置を講じる。

(虐待防止・身体拘束禁止のための措置)

第13条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止・身体的拘束等に関する担当者を選定する。  
虐待防止に関する担当者： 所長
- (2) 虐待防止のための対策を検討する安全管理対策委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針の整備を行う。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (5) サービス提供中に、養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）又は当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに虐待防止のための指針に従い、市町村等への通報を行う。
- (6) 事業所の担当者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- (7) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその方法及び時間、理由等を記録する。

(ハラスメント対策)

第14条 事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を築くことができるように、職場内及び居宅介護支援サービス提供現場におけるハラスメント対策指針及び対応策を策定し、次のようにハラスメント防止に向けた取り組みを行う。

- (1) 事業所は、次の行為を組織として許容しない。
  - ア. 身体的な力、危険な物を使って危害を及ぼす又は威嚇する言葉と行為
  - イ. 個人の尊厳や人格を傷つけるような言葉や態度及びおとしめたりする行為
  - ウ. 意に沿わない性的言動や行動、好意的態度の要求、性的いやがらせ行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合は、ハラスメント対策指針及び対応マニュアルを基に即座に対応する。
- (3) ハラスメントと判断された場合は、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。

(衛生管理)

第15条 事業所において、感染症等の発生及びまん延の無いように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 従事者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- (3) 感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底する。
- (4) 感染症等の予防及びまん延防止のために、従事者に対して、併設医療機関の感染対策指針、感染予防対策、感染拡大防止策の周知をはかり、研修及び訓練に定期的に参加させる。

(業務継続計画についての取り組み)

第16条 事業所内における急激な感染症の広がりや、非常災害（自然災害等）の発生においても、非常時の体制で可能な限り早期に居宅介護支援サービスの提供再開を図り、切れ目なく業務を実施していくための業務継続計画を策定する。非常時には、業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

- 2 従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 業務継続計画は、定期的に見直しを行い、更新する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるとともに、各種資格取得を推奨する。

- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、一般財団法人太田総合病院及び、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成20年（2008年）7月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年（2009年）1月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年（2010年）1月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年（2013年）4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年（2017年）6月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附 則 第4条員数の一部変更 第13条虐待防止・身体拘束の禁止のための措置を追加 第14条ハラスメント対策を追加 第15条衛生管理の追加 第16条業務継続計画についての取り組みを追加

この規定は、令和6年（2024年）6月1日から施行する。